

(仮称) 第3期岩倉市子ども・子育て支援事業計画及び岩倉市子ども行動計画について

◆計画の位置づけ

子ども・子育て支援事業計画

就学前と小学生の児童を対象に、幼児期の教育・保育の総合的な提供、地域の子育て支援の一層の充実、保育の量的拡大・確保を図ることを目的として策定するもの

岩倉市子ども行動計画

岩倉市子ども条例に基づき、子どもの権利に関する啓発を行い、子どもの権利保障を総合的、かつ計画的に進めていくためのもの

次世代育成支援行動計画

次代を担うこども一人ひとりの育ちを社会全体で応援することを通して、少子化の流れを変えることを目指すための行動計画

少子化社会対策大綱

若い世代が結婚や子供についての希望を実現できる社会をつくり、「希望出生率1.8」の実現を目指す少子化対策の指針

岩倉市子ども行動計画

1 子どもの意見表明・参加の促進	<ul style="list-style-type: none"> 1 地域における子どもの意見表明・参加の場づくり 2 児童館等を中心とした子どもの意見表明・参加の場づくり 3 学校における子どもの意見表明・参加の場づくり 4 子どもの意見表明・参加の場における支援
2 子どもの居場所づくりの推進	<ul style="list-style-type: none"> 1 既存公共施設における子どもの居場所づくりの推進 2 学校における子どもの居場所づくりの促進
3 子どもの権利に関する意識の向上	<ul style="list-style-type: none"> 1 子ども自身の意識の向上 2 保護者や周辺の大人に対する意識の向上
4 子どもを見守る環境づくり	<ul style="list-style-type: none"> 1 子どもへの支援 2 子どもの権利を守る体制づくり
5 子育て家庭の支援	<ul style="list-style-type: none"> 1 子育て支援サービスの提供 2 保護者等への学習機会の提供

子ども・子育て支援事業計画

<p>【必須記載事項】</p> <ul style="list-style-type: none"> 1 教育・保育提供区域の設定 2 教育・保育の「量の見込み」・「確保の内容」・「実施時期」 3 地域子ども・子育て支援事業の「量の見込み」・「確保の内容」・「実施時期」 4 教育・保育の一体的提供及び当該教育・保育の推進に関する体制の確保の内容 <p>【任意記載事項】</p> <ul style="list-style-type: none"> 1 産後の休業及び育児休業後における特定教育・保育施設等の円滑な利用の確保 2 子どもに関する専門的な知識及び技術を要する支援に関する都道府県が行う施策との連携 3 労働者の職業生活と家庭生活との両立が図られるようにするために必要な雇用環境の整備に関する施策との連携
